

第24期第26回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月9日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、
半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 加藤和雄 1名
- 5 議 案 (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可につ
いて (第1号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第2～7号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨
の証明について (第8号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第9～11号)
- 6 報 告 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更
について
(2) 農地法第3条の3に基づく届出の受理について
(3) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(4) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第26回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は加藤和雄委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、井之口喜實夫委員と木村隆昭委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。令和4年7月25日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。本件は、私人間で所有権の移転を行うものです。

【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積等について説明】

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。

1の(1)対象となる行為は所有権の移転となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。

3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時従事されているため、該当しません。(5)について、面積要件は満たしていませんが、農業経営が集約的に行われるものであると認められる場合はこの限りではないということになりますので、該当しません。(6)について、譲受人自らがこれからも農業を行うとのことで、該当しません。(7)についても該当しません。よって、(1)から(7)のいずれにも該当しません。

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、現地調査について報告をお願いします。

事務局 8月23日に加藤和雄委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

申請対象地は、全面畝っている状態で、今後果樹を植えるか野菜を植えるかを検討しているとのことです。譲受人が所有する、隣接する西側の生産緑地では、少量多品目の野菜、花、レモンやユズ等の果樹が作付けされていました。これからはダイコンの種蒔きを予定しているとのことです。境界も確認しました。野菜は自家消費または近隣へ配布しており、今後は販売等も検討するとのことです。加藤委員からも特に問題ないと伺っております。

よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年8月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、申請地等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、石手啓夫委員お願いします。

石手啓夫委員 8月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑には、ブルーベリーが植えられており、主に摘み取り販売で、少量はJA直売所に販売しているとのこと。 (1)の畑にはミカンとユズが1本ずつ植えてあり、こちらもJA直売所に販売しているとのこと。境界もすべて確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年8月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、申請地等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 8月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑には、エダマメやキュウリ、オクラ等が作付けされ、ウメも植わっていました。販売は庭先販売とのこと。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年8月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 8月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
現在畑に作付けはされていませんでしたが、いつでも畑として使用
できる状態でした。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願い
します。

事 務 局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和4年8月23日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 8月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらは植木農家です。畑の東側の4分の1程度で、自家消費用と
してナスやオクラ、キュウリ等の夏野菜が作付けしてありました。
残りの畑には、シマトネリコやソヨゴ等の中低木を中心に、ユズや
ミカン等の柑橘類の苗木も植わってありました。樹木が大きくなると

伐根して、整地し、新しい苗木を植えているとのこと。販売は、材料屋の業者が買いに来るとのこと。現在、畑の貸借を考えているとのこと。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたらお願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき木村隆昭委員におかれましては退席をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年8月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願ひします。

尾 崎 賀 一 委 員 8月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)(3)の畑には、季節の露地野菜が作付けされており、柑橘類等も一部植わっています。(1)の畑の北側には、ビニールハウスがあり、主に育苗用に使っているとのこと。トマトやナス、ピーマン等の夏野菜や、ハクサイやニンジン等の秋野菜が作付けしてありました。また、アマナツやユズ、ウメ等が何本か植わってお

ります。(2)の畑には、ピーマンやオクラが少し残っていましたが、大部分は耕運されていきました。今後は、秋のダイコンやハクサイの種蒔き等をする予定とのことです。(3)の畑の南側には、サトイモやカキ、レモン等が作付されていきました。こちらも耕運されている状態で、秋のダイコンの種蒔きを予定しているとのことです。販売は、庭先販売とマルシェ等とのことです。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで木村隆昭委員にお戻りいただきます。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年8月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 8月24日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は、一部で夏野菜が残っている状態で、大部分は秋

作に備えて耕運されていまして。(3)の畑は全面耕運されていて、
今後はネギを中心に作付けをする予定とのこと。出荷先は生協
とのこと。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたらお願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願ひ
します。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行って
いる旨の証明について」です。

令和4年8月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願ひします。

増 田 義 二 委 員 8月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑にはミカンが、(2)の畑にはミカンやビワ、カリンが植
えられていました。(3)の畑にはサツマイモやショウガ、サトイモ
等が作付けされていまして。(4)の畑の西側の貸し付けを行って
いる畑では、ネギやサトイモ、ヤツガシラが作付けされていまして。

東側はミカンが植えられていていました。販売は、サツマイモは掘り取りで、ミカンは摘み取り、野菜は自家消費とのことでした。境界も確認しました。よろしくお祈いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたらお祈いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお祈いします。

事 務 局 議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年8月2日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お祈いします。

増 田 義 二 委 員 8月23日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑の西側には農具庫があり、レモンが数本植えられていました。またトマトやキュウリ、ナスが作付けされていましたが、現在は集荷が終わっており、綺麗に耕運されていました。販売は自家消費ということです。境界も確認しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。よろしくお祈いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたらお願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年8月18日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。
【申請者、証明対象者等について説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 8月23日に事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑には、キャベツやエダマメ、トウモロコシが作付けされ、
(2)の畑には、キャベツやトマト、キュウリ等が作付けされてい
ました。(3)の畑には、キャベツが作付けされていきました。現在は
いずれの畑も綺麗に耕運されていきました。販売は、キャベツとエダ
マメは市場で、残りの野菜は自家消費とのことでした。境界も確認
しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への
聞き取りにより確認しております。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年8月3日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、相原和彦委員をお願いします。

相原和彦委員 8月25日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)と(5)の畑は、耕運されてきました。(2)(3)の畑には、キャベツやブロッコリーの苗が準備されており、ネギが作付けされてきました。(4)の畑にはサトイモが作付けされてきました。(6)から(8)の畑には、ニンジンが作付けされてきました。いずれの畑も、空いている部分は綺麗に耕運されておりました。境界も確認しました。販売先は、生協やスーパー、JA直売所とのことです。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について」です。

こちらは前回の総会で審議していただきました事業計画につきまして、一部変更したということでのご報告になります。

練馬区長から農業委員会会長宛て都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更について通知があったため、下記のとおり報告する。

【報告者、変更内容等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第3条の3に基づく届出の受理について」です。

令和4年7月29日に届出のあった標記の件について、「農地法第3条の3第1項の届出に係る事務処理規程」第4条第1項に基づき専決処理したので、同条第2項により下記のとおり報告する。

【権利を取得したもの、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、36ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和4年8月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1 枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第26回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人